

看護師修学等資金のご案内

秦野市医師会では看護学校等に在学する者で、当該学校を卒業後、秦野市内で看護師・准看護師・助産師（以下「看護師等」という。）の業務に従事する人材を育成する目的で、修学等資金で支援しています。概要は次のとおりです。

修学等資金の概要

入学資金	10万円以内 *入学年のみ
修学資金	看護師・助産師（4年制大学） 月額 35,000 円 看護師・助産師（4年制大学以外）月額 30,000 円 准看護師 月額 20,000 円 *貸与期間は正規の修業年数を限度とします。
返還の免除	看護学校等を卒業後、修学等資金の貸与期間と同じ期間を秦野市内の秦野市医師会員の医療機関において、常勤職員として看護師等の業務に従事した場合には全額免除されます。ただし、他の修学等資金を受けた方は貸与期間に1年間プラスされます。
対象者	看護学校等に入学する者、または既に在学中の者で且つ看護師免許等を取得後、秦野市内の一定の医療機関に看護師等として従事することを希望する者

注1 他の修学等資金を借りていても貸与できます。（併用可）

注2 入学金だけの貸与は不可とする。

注3 貸与期間中、新たに他の修学等資金（修学金、奨学金等）の貸与を借り受ける場合は、申請手続きが必要となります。

申し込みについて

申込期間	2024年4月1日(月)~7月1日(月)
提出書類	「看護師修学等資金貸与申込書」、「推薦書」、本人の「住民票の写し」及び看護学校等の「在学証明書」、他の修学等資金を貸与されている者は、その証明書の写し
提出場所	秦野市医師会事務局

修学等資金貸与者の選考

- 修学等資金貸与者は、申込み時に提出された書類により審査され、決定します。
- 書類審査は7～8月頃を予定しています。
- 修学等資金貸与者に決定された方には後日、「看護師修学等資金貸与承認決定通知書」を送付します。

貸与決定後の注意点

貸与を受けるには、2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人になっていただく方には、事前にこの制度についてよく理解していただき、必ず承諾をとってください。「誓約書」には連帯保証人の自署、実印での押印、住民票、前年度の納税証明書（市県民税）、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行を受けたもの）の添付が必要です。

<重要>

- ・連帯保証人は、それぞれが独立した生計を営む成年者とし、修学等資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- ・2名のうち1名は修学等資金を借り受ける者の親権者又はこれに準ずると認められる者を立ててください。

貸与期間

修学1年目	入学の日の属する月から看護学校等の課程を修了する日の属する月
修学2年目以降	貸与を決定した日の属する年度の最初の月から看護学校等の課程を修了する日の属する月

修学等資金の貸与方法

- 入学金については、入学時の年度に指定された名義の預金口座に振り込みます。
- 修学資金については、原則各年度の前期（9月末日）・後期（翌年3月末日）の2回に分けて、指定された名義の預金口座に振り込みます。
- 事前に在学証明書の提出をお願いします。

注1 いずれも医師会指定の金融機関への振り込みとなります。

修学等資金の返還の主なものについて

- 看護学校等を退学した者。
- 看護師等の免許証を取得できなかった者。
- 秦野市内の秦野市医師会員の医療機関に常勤職員として看護師等の業務に従事しなかったとき。
- 秦野市内の秦野市医師会員の医療機関に常勤職員として従事したが、免除期間満了前に退職した者。(ただし、従事期間に基づき返還期間の短縮や貸与額が減額されます。)

問い合わせ先

申し込み、ご不明な点がありましたらご連絡ください。

秦野市医師会事務局

住所 〒257-0031 秦野市曾屋11番地

電話 0463(81)5018

<9:00~17:00(土日祝日を除く)>

